

別表第4（第15条関係）

1 港湾施設（津コットハーバーの区域内の港湾施設を除く。）使用料

区分	港湾施設の種類	使 用 料			
		単	位	金 額	
1	岸壁、さん橋、 浮さん橋又は物 揚場	定期航路事業に従事 する船舶	けい留1回当たり 総トン数1トンにつき	外航船舶 4円 その他の船舶 4円20銭	
		定期航路事業に従事 する船舶以外の船舶	けい留1回当たり 総トン数1トンにつき	外航船舶 5円 その他の船舶 5円25銭	
2	荷さばき地	1日当たり 1平方メートルにつき		4円20銭 (5円25銭)	
3	上 屋	津松阪港 (松阪港 区)大口埠 頭上屋	一般使用	1日当たり 1平方メートルにつき	30円以内の範囲において 規則で定める額
		専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	700円以内の範囲におい て規則で定める額	
		その他の上 屋	一般使用	1日当たり 1平方メートルにつき	10円50銭
		専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	210円	
4	野積場	一般使用	1日当たり 1平方メートルにつき	4円20銭 (5円25銭)	
		専用使用	1月当たり 1平方メートルにつき	84円 (105円)	
5	港湾施設用地	広告物設置	1平方メートル 1年につき	100円	
		第1種電柱	1本1年につき	1,200円	
		第2種電柱	1本1年につき	1,800円	
		第3種電柱	1本1年につき	2,500円	
		第1種電話柱	1本1年につき	1,100円	
		第2種電話柱	1本1年につき	1,700円	
		第3種電話柱	1本1年につき	2,400円	
		その他の柱類	1本1年につき	82円	
		鉄塔	1平方メートル 1年につき	1,600円	
		管類の埋設及び架設	外口径10センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	55円	
			外口径10センチメートル以上 15センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	82円	
			外口径15センチメートル以上 20センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	110円	
			外口径20センチメートル以上 40センチメートル未満のもの 1メートル1年につき	220円	
			外口径40センチメートル以上 1メートル未満のもの 1メートル1年につき	550円	
外口径1メートル以上のもの 1メートル1年につき	1,100円				
その他	1日当たり 1平方メートルにつき	5円25銭			
	1月当たり 1平方メートルにつき	100円			
6	給水施設	一般使用	給水量1立方メートルにつき	500円以内の範囲におい て規則で定める額	
		専用使用	1基 1年につき	24,000円以内の範囲に おいて規則で定める額	

備 考

- 1 定期航路事業とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業をいう。
- 2 一般使用とは、使用の期間が1月未満のものをいい、専用使用とは、使用の期間が1月以上のものをいう。
- 3 引き続き24時間以上けい留する場合のけい留回数については、けい留時間が24時間までごとに1回とする。

- 4 総トン数が1トン未満であるとき、又は総トン数に1トン未満の端数があるときは、当該総トン数又は総トン数の端数は、1トンとする。
- 5 使用の面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用の面積又は使用の面積の端数は1平方メートルとする。
- 6 管類の埋設及び架設をする場合において、当該管類の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、当該管類の長さ又は管類の長さの端数は、1メートルとする。
- 7 使用料の金額が年額で定められている港湾施設に係る使用料の額の算定については、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割により計算する。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、当該端数は1月とみなして計算する。
- 8 使用料の金額が月額で定められている港湾施設に係る使用料の額の算定については、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割により計算する。この場合において、日割計算は、1月を30日として計算する。
- 9 かつこ内に定める使用料の額は、舗装されている荷さばき地又は野積場に係る使用の場合について適用する。
- 10 荷さばき地又は上屋に係る使用の期間が1日である場合における使用料は、無料とする。
- 11 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該使用料の額の端数は、切り捨てるものとする。
- 12 広告物の面積が、使用の面積より大きいときは、その面積をもって使用の面積とする。
- 13 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 14 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。